

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第14条の3の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理業者に対し行政処分を行いましたので、お知らせします。

1 被処分者

- (1) 名称 有限会社旭産業
- (2) 住所 相模原市南区新磯野145番地1
- (3) 許可内容 産業廃棄物収集運搬業
(許可番号：第09810012333号)

2 処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の一部の停止命令

(1) 停止期間

令和6年11月9日から令和6年12月8日までの30日間

(2) 停止することを命ずる業の一部

令和6年7月2日付け相模原市指令(廃指)第11号により許可した産業廃棄物処理業のうち、次を除く産業廃棄物の収集運搬

ア 令和6年11月8日時点で保管している産業廃棄物の保管

イ 令和6年11月8日時点で保管している産業廃棄物に係る法第14条第1項の許可を受けた者又は同条第6項の許可を受けた者への引渡し

3 処分年月日

令和6年11月8日

4 処分理由

被処分者は、令和6年10月10日、産業廃棄物収集運搬業(積替え保管を含む)の許可を受けていない場所において産業廃棄物の積替え保管を行っていたにもかかわらず、法第14条の2第3項において準用する法第7条の2第3項の規定に基づく事業の変更の届出を行わなかった。

このことは、法第14条の3第1号に規定する「違反行為」に該当するため事業の一部停止を命ずるもの。

【問い合わせ先】

廃棄物指導課

電話：042-769-8335 (直通)

対応責任者氏名：江成